平成２７年（フ）第９５７５号
東京都江戸川区東葛西５丁目30―10―202
債務者　白石　大輔
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５７９号
東京都江戸川区平井２丁目19―11―105
債務者　川島アイ子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８０号
東京都江戸川区小松川２丁目９－２―211
債務者　佐藤　進一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８１号
東京都江戸川区東葛西４丁目３―11　レジデンスタイム３　202
債務者　鈴木　里枝
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８２号
東京都武蔵村山市中藤２丁目16―１
債務者　鈴木　絵美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８６号
東京都中野区野方６丁目12―７　パレドール中野第３　201
債務者　橋本　千穂
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―39―206
債務者　粟飯原　雄
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１８号
東京都立川市富士見町６丁目13―308
債務者　岡部　良子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１９号
東京都豊島区北大塚３丁目20―18―202
債務者　成沢　幸広
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２０号
東京都世田谷区等々力３丁目23―19―301
債務者　蓮沼　弘子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２３号
東京都町田市能ヶ谷４丁目18―11―102
債務者　内藤　祐子（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２４号
東京都町田市能ヶ谷４丁目18―11―102
債務者　矢島　悠加
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２５号
東京都台東区西浅草２丁目８－８　チェリーハウス
債務者　神保　和春
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６２８号
東京都板橋区高島平１丁目70―８―201
債務者　竹洞　利恵
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３２号
東京都八王子市西片倉３丁目11―14―105
債務者　倉井　　仁
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部